

各 位

契約約款の改正について（お知らせ）

八戸市では、国の公共工事標準請負契約約款の改正に準じて、工事請負契約約款（工事請負契約書）及び各工事関連業務委託契約約款（建設関連、建築設計、工事監理）の一部を改正します。

1. 改正の概要

（1）不可抗力による損害に係る運用の見直し（工事）

現行	改正
不可抗力（天災等）により工事目的物に損害が生じた場合、請負代金額の100分の1までの損害額は受注者が負担、請負代金額の100分の1を超えた分は、発注者が負担する。	不可抗力（天災等）により工事目的物に損害が生じた場合、請負代金額の100分の1までの損害額は受注者が負担、請負代金額の100分の1を超えた分は、発注者が負担する。 ただし、 <u>災害復旧又は災害応急対策に関する工事についての損害は、発注者が全額負担する。</u>

（2）工事請負契約書の記載事項の追加（工事）

工事請負契約書に建設発生土の搬出先を記載する欄を新たに設けるもの。

【記載例】

<例1>建設発生土を搬出する工事→別冊特記仕様書第〇条のとおり

<例2>建設発生土を搬出しない工事→対象外

なお、当該欄は空欄のまま、契約書をご提出ください。

（3）発注者の催告によらない契約解除要件の拡大（工事・委託）

以下の2点について、要件の見直し及び新設するもの。

ア 受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。→経営に実質的に関与している者を要件に追加

イ 受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。→要件を新設

2. 施行日

今回の改正は、令和5年4月1日以降に契約締結する案件から適用となります。

（令和5年3月31日までに契約締結する案件は改正前の約款が適用されます。）

問合せ先
八戸市 財政部 契約検査課
0178-43-2133（直通）
内線 3454, 3455, 3456